

九州地域環境・リサイクル産業交流プラザと大連市人民政府 との環境産業交流の推進にかかる覚書

九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ(以下甲という)と大連市人民政府(以下乙という)とは、相互交流の推進に向けて以下のとおり合意し、覚書を締結する。

第1条(目的)

双方は、相互交流を通じて、両地域の産業特性に応じた資源循環、リサイクル、廃棄物処理、エネルギー、公害防止技術等の環境関連産業の技術向上を図り、もって両地域の環境産業クラスターの発展を図ることを目的とする。

第2条(協力体制)

双方は、環境分野での産業交流を促進するため、それぞれの交流窓口を定め、必要に応じて連絡会議を開催し、研究開発、生産、市場開拓等の分野で企業間交流が促進されるよう協力体制を構築する。

第3条(内容)

1. 双方は、実務協力によって合意された商談会や技術交流会、セミナー等の共同事業を推進し、大連における環境ビジネスを支援する。
2. 双方は、相互交流を一層発展させるために、両地域の関係者がより多く参加できる協力基盤を形成し、環境ビジネスの拡大・深化を図る。
3. 双方は、両地域の環境分野(大連市省エネ環境産業パークを含む)に関する積極的な情報交換を行う。
4. 甲は、乙の求めに応じ、環境問題、特定技術分野の専門家の派遣等に協力する。
5. 乙は、甲の会員企業が大連市で行う事業化調査、行政手続き及び知的財産保護等に関するサービスを提供する。

第4条(経費分担)

本覚書並びに交流事業の開催にかかる経費については、協議により、双方がそれぞれ負担するものとする。

第5条(効力)

1. 本覚書は、署名された日をもって効力を発し、2年間有効とする。ただし、双方のいずれも解約の意志がない場合は、自動的に延長されるものとする。
2. 本覚書に関し、双方のいずれかが解約の意志を表明する場合には、その1ヶ月前までに文書を持って相手方に通知し、双方の同意を得て解約することができる。
3. 本覚書は、双方の合意により、改訂しうるものとする。改訂の発行日は、双方が決定した日とする。

第6条(その他)

1. 本覚書に記載されていない事項については、その都度、双方が協議を行い決定する。
2. 本覚書は、2009年2月20日に福岡で署名され、日文と中文により各2通作成し、双方が各1通を保管する。

九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ

代表

麻生 泰

大連市人民政府

代表

戴玉林

中国大连市与日本九州地区环保产业集群 (K-RIP) 关于加强环保领域合作备忘录

日本九州地区环保产业集群 (甲方) 和大连市人民政府 (乙方) 为加强双方在环保领域的合作, 就以下合作内容达成一致, 签署备忘录。

第一条 (目的)

双方通过交流与合作, 提高两地在资源循环使用, 废弃物再利用, 废弃物处理, 节能和防治公害等相关产业的技术水平, 进而达到促进双方环保产业集群发展的目标。

第二条 (合作机制)

双方为促进环保领域产业交流, 分别设定交流联络窗口, 根据实际需要, 召开联络工作会议, 构建合作体制以促进两地企业在研发、生产和市场开拓等方面的交流与合作。

第三条 (内容)

1. 双方通过举办招商会、技术交流会和讲座等方式, 推进实际合作活动, 支援企业在大连的环保领域开展合作。
2. 双方建立企业间技术交流与合作的平台, 以此扩大和强化在环保领域的合作并使两地更多的相关企业能够参与合作。
3. 双方将在两地区的环保相关领域 (包括大连市日本中小企业节能环保产业园项目) 进行积极的信息交流工作。
4. 甲方根据乙方需要, 在派遣环保领域、特定技术领域专家方面予以协助。
5. 乙方为甲方会员企业在大连进行的企业市场化调查、办理相关行政手续以及知识产权保护问题等方面提供服务。

第四条 (经费分担)

双方将根据协议分别负担举办交流活动所需的费用。

第五条 (效力)

1. 本备忘录自签字之日起生效, 有效期为 2 年。在双方都无意解约的情况下, 有效期自动延长。
2. 本备忘录的双方任何一方拟解约时, 可提前一个月以书面方式通知对方, 经同意可以解约。
3. 本备忘录经双方同意可以修订; 修订生效日为双方决定之日。

第六条 (其它)

1. 本备忘录未记载之事项, 随时由双方协议决定。
2. 本备忘录于 2009 年 2 月 20 日在福岡签订。中日文各一式两份, 双方各执一份。

大连市人民政府

代表

戴玉林

九州地区环保产业集群 (K-RIP)

代表

麻生泰